

学校があっふあっふするのは当然な結果なわけですね。それと目標の設定の仕方というのはまた違うと思いますので、その辺はぜひ考えていただきたいと思います。

最後にもう一点、質問いたします。

教員養成遠隔研修ネットワークというものがあるんですが、これはどのようなものなのか、そして、その利用状況どうなっているかお聞かせいただきたいと思います。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 お答え申し上げます。

教員養成遠隔研修ネットワーク構築業務ということですが、これは、今、京都府に在住して29年度から本事業にご協力いただいている、陰山英男先生、その先生と市内小学校インターネットテレビでつなぎながら、実際の授業の様子を陰山先生に見ていただいた上で、推奨なさっている百ます計算ですとか、それから、音読の授業方法について小学校の先生方に直接ご指導いただくという、教員研修を実施する際のネットワーク機器等の設置、そして、当日の運営に関する費用というふうなことです。

この遠隔による教員研修については、平野小学校、それから豊田小学校の2校をモデル校として、8月から10月にかけて3回実施しました。また、11月には陰山先生による現地指導も実施したことにより、先生方の授業改善、それから、学校のカリキュラムの策定、そこにもつながったほか、子供たちにも意欲的に学習に取り組もうとする姿が見られるようになったというふうに思っております。学習活動に集中して取り組めるといような成果も見られたというふうに、こちらでは捉えているところです。

○浅野敏明委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ありがとうございます。

この遠隔研修ネットワーク、教員の遠隔研修ネットワークということからすれば、教員が随時あるいは長期の休業中の時間のあるときに勉強

するために、これを活用するのかなと思ったんですが、ビデオ会議のような形での運用ということでしたので、ああ、そういうことなのかというふうに承知はいたしました。

なお、国語力増進事業については一層の推進を図っていただきたいと思います。

以上、コミュニティ・スクール、そして、国語力増進事業についてお尋ねいたしました。

コミュニティ・スクールの先には、小中一貫教育等も見据えているんだろうと思います。そのテーマも将来は避けて通れないことだろうと思いますので、今後の地域全体で子供を育てるということはどうつくっていくかということに焦点を合わせて、ぜひ推進していただきたいと思います。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

今泉春江委員の総括質疑

○浅野敏明委員長 次に、順位2番、議席番号14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 日本共産党の今泉春江でございます。

9月は決算議会であり、自分の選挙公約や自分が取り組んできた市民との約束が市政に反映されているか、決算に反映されているか確認が必要です。そのためにも、このたびの決算委員会で質問させていただきます。

まず最初の質問です。市税、国保税等の差し押さえの改善について質問します。

私は、差し押さえではなく相談収納に撤するようずっと求めてまいりました。そこで、決算に伴い税務概要に差し押さえの状況が示されておりましたが、改めて、税務課長よりここ3年間の推移の報告を受けたいと思います。よろしくお願いします。

○浅野敏明委員長 中田浩之税務課長。

○中田浩之税務課長 お答え申し上げます。

市税、国保税等を合わせた数字になりますが、3年間の推移でございます。平成28年度は893件、平成29年度は807件、平成30年度は520件となっております。

○浅野敏明委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 差し押さえ件数が28年、29年、30年と、今、課長がおっしゃったように減っております。そして、30年度は520件ということが報告されております。そして、換価金額も大幅に1,000万円近く大きく減少しております。減少したことは評価したいと思います。

その減少した要因は何でしょうか、お伺いたします。

○浅野敏明委員長 中田浩之税務課長。

○中田浩之税務課長 お答え申し上げます。

一番の要因は納税環境が整備されたことによるものと、私どものほうでは分析をしております。平成26年度からコンビニ収納を開始してまいりました。利用件数は年々増加しております。また、平成30年度からスマートフォンを使った収納も開始しております。こちら、拡充をしております。こういった納税者の皆様の利便性の向上といった側面が非常に大きいものというふうに考えております。

なお、ほかの市町村も30年度は滞納処分の件数が減少傾向にあるというふうにお聞きをしているところでございます。

○浅野敏明委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 コンビニ収納やスマートフォンの利用による納付ということで、前向きに取り組んでいただいたことが収納が大きくふえまして、差し押さえも減ったということでした。大変よかったと思います。

次に、児童手当の差し押さえの現状をお聞きいたします。

児童手当は4カ月ずつを年3回受給でき、子

供の給食費や学用品などの購入などに充てられ、保護者は大変助かっております。大きな子育て支援にもなっております。

しかし、長井市では、過去、この児童手当が差し押さえられる事例も発生していました。児童手当は2013年11月27日に広島高裁が、児童手当の差し押さえを違法とし、その返還を命じた判決が出ています。平成30年度の児童手当の差し押さえの現状はいかがですか。税務課長にお聞きいたします。

○浅野敏明委員長 中田浩之税務課長。

○中田浩之税務課長 お答え申し上げます。

平成30年度の児童手当の差し押さえの状況でございますが、窓口での受領、それから、口座からの滞納処分などは専用口座からは一切行っておりません。

○浅野敏明委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 専用口座からの差し押さえは行っていないということですね。

それでは、専用口座でなくて、何ていうんでしょう、普通の口座というか、そういうものに振り込みになる、ありますよね、通帳を何冊も持ってなくて、児童手当の振り込みだけに使う通帳でなくて、全てそこで振り込んでいただくと、そこで電気代とかガス代とか、さまざま支払いもあるというようなことで、振り込みがありますけども、そういう場合の児童手当というのはどのように、差し押さえの場合、取り扱っていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○浅野敏明委員長 中田浩之税務課長。

○中田浩之税務課長 お答え申し上げます。

専用口座、入金が児童手当のみの場合は、先ほど申し上げたように、一切執行はしておりません。

それから、ほかの収入、児童手当のほかに例えば給与であったりとか、定期的な振り込みがあるとか、そういった場合は預貯金の口座を、適宜行いまして、その収入実態をつかんで、国

税徴収法の規定に沿った形での滞納処分を行う場合もございます。

○浅野敏明委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 今、課長から行ってないということでしたので、質問しなくてもいいのかなというような気もいたしますけども、児童手当が入ることによって、滞納者が、その児童手当から引いてくださいというような依頼があった場合は、また、児童手当の差し押さえということになるんでしょうけども、そういう場合は例外としてありますでしょうか。いかがでしょうか。

○浅野敏明委員長 今泉委員に申し上げます。

通告外の質問だと思いますので。

○14番 今泉春江委員 いや、児童手当のことに違法なあれがないかどうか確認しておりますけども、一問一答ではそれを幾つも並べなきゃなりませんので、児童手当の差し押さえというこの項目の中でお聞きしておりますけども、そうでなければ質問の意味がないと思いますけども、委員長がそうおっしゃるんであればできませんけども、そこはいかがでしょうか。

○浅野敏明委員長 想定した場合というような質問です。

○14番 今泉春江委員 いや、実際そういうこともあるもんですから、お聞きしてるんですけども、いかがでしょうか。

もしもお答えできないということであれば、次に参りますけども、課長からしてないということではっきりとお答えをいただきましたので、そのように私も納得いたしまして、よろしいでしょうか、課長。

また、この件については機会がありましたら質問させていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に参ります。国税徴収法に基づく差し押さえ金額の限度額が守られていますか、ということで質問いたします。

先ほども、税務課長からこのことについてち

よっと触れていただきましたが、国税徴収法に基づけば、給料や年金などの差し押さえ金額の限度は、本人が10万円、家族1人につき4.5万円となっています。これはいかがでしょうか。

○浅野敏明委員長 中田浩之税務課長。

○中田浩之税務課長 お答え申し上げます。

ただいま、今泉委員からのご質問は、国税徴収法の第76条の関係でございまして、この規定につきましては、長井市では厳格に遵守しているところでございます。

○浅野敏明委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 先ほど、専用口座ということではなくて、通帳が1つしかなくて、その口座に給料も年金もさまざま振り込みになって、そこから電気代とか、さまざまな口座振替のものが引かれると、そういう、1つの通帳の中で差し押さえという場合には、預金に入った給料や何かが一般財産というふうに、そういうような感じでいろんなものが入り出しているということで、差し押さえということが起こっておりますが、そういう場合は例えば給料や何か振り込みとか、年金や何か振り込まれたその日に差し押さえということも、実際はあるんですよ。そうなれば、やっぱりちょっとこれは国税徴収法に反するんでないかなと。

例えば、それから何日かして、いろんなものが引かれて、ある程度、一般財産として普通預金に入金になってれば、そういうふうになしてもしょうがないんですけども、そういうようなことがあることも、相談も受けたこともありますので、そこのところはいかがでしょうか。給料が入ったときとか、年金が入ったその日に差し押さえというもの。

○浅野敏明委員長 今泉委員に申し上げますが、今、通告外の質問ではないですか。

○14番 今泉春江委員 国税徴収法に基づいた金額で、その分を引いていらっしゃるかどうかを確認するためにお聞きしてます、委員長。

それでなければ、この質問の意味が、求めていることが答弁がなりませんから、1つ質問して1つ、それでは文書で、もう、やりとりすればいいわけですから、そうでなくて、ここでどうですかということをお聞きしてはいますが、それも委員長、だめだとおっしゃるんですか。

○浅野敏明委員長 4番目の質問の範疇ですか。

○14番 今泉春江委員 そうです。国税徴収法に基づいて、給料や年金が入ったときに、その金額を差し引いてるのかというような意味でお聞きしております。

○浅野敏明委員長 中田浩之税務課長。

○中田浩之税務課長 お答え申し上げます。

個々の案件という意味での答弁はちょっといたしかねますので、一般論での答弁という形になりますが、児童手当、それから年金、給与についての個々の基準につきましては、先ほど来、答弁を申し上げたとおりでございます。あくまでも、その口座の債権の動向、それから、その方の生活実態などを総合的に勘案しながら、執行する場合は、できるだけその人に配慮したような形で執行できるように努めているところでございます。

○浅野敏明委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 課長から、しっかりした、はっきりした答弁をいただきましたので、そのように私も理解いたします。

それでは、次の質問に参ります。預貯金差し押さえ処分に対する金融機関への調査件数が過度なものになっていませんか。調査に支払う手数料は幾らですかということで伺いたいと思います。

平成30年度財産調査の預貯金は5,177件となっています。金融機関の現場では、お客様の個人情報取り扱いとなるために、事故などあってはならないように、あつてはなりませんので、慎重に何人もの方のチェックが必要になりますし、考えますと、手数料に見合う仕事ではない

と思います。市役所からの依頼ですから、応じないなどということはないと思いますが、必要最低限の調査依頼を行っていただくよう求めたいと思います。

差し押さえが減少すれば、調査依頼もずっと減少すると思いますが、税務課長、いかがでしょうか。

○浅野敏明委員長 中田浩之税務課長。

○中田浩之税務課長 お答え申し上げます。

国税徴収法では、市税等が納付されないときは、納期限から20日以内に督促状を発送して納付を促します。さらに10日を経過しても納付されない場合は、財産を差し押さえなければならぬとされており、これは法律上、このような表現になっております。

したがって、税務課としましては、先ほどの答弁でも触れさせていただきましたけれども、滞納されている方の財産の状況であるとか、所在は常に押さえておく必要がございます。滞納処分のためだけではなくて、その方の税の、例えばどうしても納められないというような状況の場合は、税の執行停止あるいは不納欠損処分という処分もあるわけなんです、これらの判断をする上でも、財産調査というものは欠かせない調査になっておまして、私ども税務職員にとっては、常について回る業務だということで、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

なお、預貯金調査に当たっては、金融機関様のほうにも多大な労力をおかけするということもございますので、1度の調査件数ができるだけ多くならないように、また、多くなる場合は金融機関様のいろいろな状況などもお聞きしながら、柔軟に対応させていただいてるところでございます。

なお、手数料、こちらコピー代という性格のものになりますが、金融機関様によりまして、無料から100円までのそれぞれの協定を結んで

いるところでございます。

○浅野敏明委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 無料から100円ということですが、市役所からの依頼ですから、断るということはないと思いますが、非常に負担が大きいのではないかなと想像するところです。

やはり市役所としては、税務課としては、納税ということに関して、その方の財産の財産調査というのは、金融機関でなくてもいろいろ必要なことはおありになると思います。今回、金融機関への調査依頼ということで質問しておりますが、やはり金融機関への、差し押さえの準備のためと申し上げては大変失礼ですけども、そういうような目的もあって、金融機関に調査を依頼するとなると、金融機関でも、その方への信用などにも大きく影響すると聞いております。ですから、必要最小限にさせていただきますよう求めます。

次の質問に参ります。長井市の差し押さえは、先ほども税務課長からご報告ありましたように、大きく減少しております。

しかし、この数字であっても、長井市の差し押さえ件数はほかの市町村と比べると非常に多いと思いますが、その現状はどう捉えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○浅野敏明委員長 中田浩之税務課長。

○中田浩之税務課長 お答え申し上げます。

県内の全ての市町村が差し押さえの状況を公表しているわけではございませんが、私が把握している中では、確かにご指摘のとおり、長井市が多いという側面はあると思います。

その理由でございますけども、当然のことながら、滞納額が大きくなると、1度で納めるというのはなかなかこれ、大変になるわけです。加えまして、滞納の状態が長く続きますと、延滞金も多額にかかってまいります。結果的にその滞納されている方の負担はふえてしまう、大きくなってしまいます。あるいは滞納処分を受ける

とすれば、差し押さえを受けるという金額も大きくなってしまおうということを経験しまして、長井市の方針としては、できるだけ早く滞納状態から抜けていただくように、臨戸訪問であったりとか、電話催告、それから相談業務も含めましてですが、できるだけ早く当たると。差し押さえをする場合でも、できるだけ少額のうちに執行するということを基本にしております。

このようなことから、ほかの市町から見ると、一見するとこの滞納処分の件数が多いというふうなことに見られる側面はあるというふうなことを考えております。

○浅野敏明委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 今、課長からは滞納金額が大きくならないうちにとということで、次の質問にも、私ちょっと書いておりましたんですけども、30年の差し押さえ件数を割ってみますと、大体1件当たりが3万9,719円、預貯金の差し押さえは3万2,000円ぐらいなんです。今、課長がおっしゃったように、少ないうちに、そして、早いうちに滞納を解消するということで行ってるということでした。

確かにその考えも1つありますし、納税者にとってもそのほうがいいのかというような考えもあるかと思えます。しかし、この金額ぐらいですと、十分相談収納にも応じていただけるんではないかなと考えるところです。

そこで、このことも申し上げながら、次の質問に移りたいと思います。

差し押さえによる収納ではなく、市民も望んでいる相談収納に努めるべきで、さらなる改善を求めたいということで質問いたします。

差し押さえ金額が収納率向上に大きく影響があるとは考えられませんが、今、申し上げたように、差し押さえ金額を差し押さえ件数で割ってみますと、ただいま申し上げたように1件当たり3万9,719円、預貯金で計算しますと3万2,000円になります。単純に割ったものですが、

今申し上げたように、決して大きな金額ではありません。差し押さえしなくても相談収納が十分可能な金額ではないでしょうか。財産があっても納付しない方もあり、これは問題外です。また、税の平等性という考えもあることも事実です。しかし、月に5万円や3万円の年金だけの方もいます。このことを考えれば滞納も起こり得るのではないかと思います。差し押さえする場合、この方たちの生活を考えて行っているのでしょうか。機械的に差し押さえするのではなく、まず、面会して相談していただくことが重要だと思います。

なぜ滞納が起こるのか、本人に会えば生活状況もわかります。相談収納は納税意識の喚起にもなりますし、職員の対応一つで納税者が親切にさせていただいたと感謝をしていたという話もお聞きします。収納に当たる方はご苦労があると思いますが、納付予定の約束や分納または減免などの相談が重要だと思います。

平成30年度の差し押さえが大きく減少したことは、大変よかったと思います。このことも相談収納の効果の一つと考えますが、さらなる改善を求め、最後に市長に今後の相談収納に向けたお考えをお聞きしたいと思います。

○浅野敏明委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

先ほど来、税務課長が答弁いたしましたように、国税徴収法で納付期限から20日以内に納付されないときは、督促状を発送して納付を促しまして、さらに10日を経過しても納付されない財産を差し押さえなければならぬと規定されているということでございます。

こういった、いわゆる国税徴収法に基づきまして、従来どおり、相談納税というのをやっているわけですね。督促状が行ったときに、同時に電話での催促やら、あるいは訪問徴収などを行うケースもあるわけですね。過ぎたからすぐということじゃなくて、いろいろな、こちらか

らも働きかけをしまして、いろんな納税者の回答を待っていると、これが私は、いわゆる相談納税だろうということで、これは改善されたということではなくて、従来どおり行ってきております。

例えば差し押さえを執行しなきゃいけないということではございますけれども、それは問答無用で差し押さえるということは、今までもこれからも、そういったことはいたしません。ただ、納税者の方から納税の相談があれば初めて相談ということになるわけですし、こちらのほうから、まず納めてくださいと言ったときに、向こうから、いや、実はこうこうこういう理由でとなったときに初めて相談納税という形になるわけで、これは改善とかじゃなくて、以前からずっと行ってるわけなんですね。納税者の状況に沿った、今後もこれまでと同様に納税相談に応じてまいりたいと思います。

なお、その際、大切なことは税務課の職員の皆さんがしっかりと納税される方の立場に立って、そして、寄り添って、納税に対してお願いしていくということでございますので、これからも従来どおり、相談納税に努めてまいりたいと思います。

○浅野敏明委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 市長から今後も相談収納に撤していくというようにお話を伺いました。

ぜひ、そのように努めていただき、相談収納によって納税意識を喚起し、相談収納が次の納税に大きく影響してくるんだと思います。引き続き、その取り組みを行っていただき、まず、差し押さえ件数を減らしていただきたいと強く思っております。減少はしてるということで評価はさせていただきますが、決して少ないとは言えない数字ですので、相談収納ということでさらに力を入れる取り組みをしていただければと思います。

では、次の質問に参ります。

資格証、短期証発行の改善について質問いたします。

国民健康保険証の資格証と短期証の発行状況はどうかについて質問いたします。

国民健康保険税を滞納しますと資格証や短期証が発行されます。資格証は医療機関の窓口で医療費の全額を支払わなければなりません。短期証は期間が4カ月、5カ月などと短いものです。平成30年度決算期と現在の資格証と短期証の発行状況を、市民課長にお聞きいたします。

○浅野敏明委員長 金子 剛市民課長。

○金子 剛市民課長 お答えします。

国民健康保険証の資格証明証の発行件数は、決算時については41件、52人、現在においては32件、人数は39人となっています。

また、短期証の発行件数につきましては、決算期においては22件、40人、現在は37件、72人となっております。

なお、平成26年、こちらの資格証の発行件数は110件、短期証は102件、平成28年については資格証の発行が72件、短期証が63件と減っておりまして、収納率の向上、言いかえれば滞納の減少に伴い、資格証と短期証の世帯が減少している状況でございます。

○浅野敏明委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 今、市民課長から説明をいただきました。

確かに私も29年の11月1日の資格証、短期証の金額を調べました。そのときに資格証が97件、短期証が60件などとなっておりますし、26年、28年などもちょっと資料を拝見いたしました。確かに大きく、30年は資格証や短期証の発行は減っております。やはりこのことに対しては、私も先ほどと同じように評価したいと思います。

ところで、長井市の短期証の発行というのは何カ月でしょうか。資格証の発行は、どの程度滞納すると発行されるのでしょうか。関連するものですから、お聞きしたいと思います。

○浅野敏明委員長 金子 剛市民課長。

○金子 剛市民課長 短期被保険者証については、有効期間は4カ月となっております。高校生以下の方については6カ月というふうにさせていただいております。通常の被保険者証については有効期間については1年となっております。

資格証の部分につきましては、こちらは国民健康保険税滞納者に係る措置として、被保険者資格証明書書の交付や短期被保険者証の交付を行うことは、国民健康保険法に規定されているもので、本市では取り扱いについて実施要綱を制定して対応しております。

法で規定している、1年以上国保税を滞納している世帯に実施する、被保険者資格証明書書の交付に際しては、年に3回の審査委員会を開催し、1年以上、国保税を滞納していることほかに、次の4つの基準を勘案して交付の適否を判断、判定しております。

1つに、納税義務者が納税相談及び納税指導に全く応じようとしない、2つ目、納税相談及び納税指導の結果、所得及び資産を勘案すると、十分な負担能力があると認められるのに、意図的に納付を行わない、3つ目として、納税相談等による誓約を履行せず、または不履行を繰り返す、4つ目として、保険税滞納に至った理由など、保険者に対して申し出た内容が事実と異なっていたり虚偽であることが判明したりするなど、極めて悪質と認められる場合、以上の4つの基準で資格証の発行ということになります。

審査会の前では必ず納税相談の勧奨も行っておりまして、滞納者の立場を十分に尊重しながら、基準に合致する場合にやむを得ず実施しておるものでございます。

資格証の発行については以上になります。

○浅野敏明委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 それでは、次の質問に参ります。

資格証、短期証は一般の国民健康保険証のように本人に送付というか、郵送されるのでしょうか。それとも窓口で受け取るのでしょうか。そのときに、資格証や短期証の説明、これはこういうものですよという説明を被保険者にどのようになさっているのか、お聞きしたいと思います。

また、それを受け取る市民の反応はどのようなものかお伺いしたいと思います。

○浅野敏明委員長 金子 剛市民課長。

○金子 剛市民課長 滞納が解消され、資格証から短期証または一般証に変更となる場合を除いては、全て郵送してございます。

納税相談の案内及び実施をせずに、短期証から資格証への切りかえ、または一般証から短期証へ切りかえることはしておりませんので、納税相談実施の案内をしたが、来庁いただけなかったのでやむを得ず、資格証、短期証を送付しますという内容の文章を同封して郵送しております。

郵送後、何らかの反応があり、納税の意思が確認できれば、随時、資格証から短期証または一般証へ切りかえることとしております。

対象となる方の受けとめ方はさまざまではございますが、丁寧に説明しており、内容についてはご理解いただいております。

また、随時、税務課収納担当と連携し、納付に係る相談に応じてございます。

○浅野敏明委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 課長のほうからは、丁寧に本人に説明をしてると。また、納付というか、滞納してる納付に対しても相談をしてるといようなお話でした。

引き続き丁寧な説明を対象者にしていただき、資格証が大変不便なものだということがやはりわかれば、納税というものが喚起されるのではないかと思います。

やはりこの説明というものが大事ではないか

なと思います。しっかりと説明をしていただければ、納付に対する喚起も出てくるのではないかと思います。

やはり、ただ送付するということだと、本当に受け取ってしまって、こういうもんだということで、実際、自分が使うときになると大変不便なものだということを、実際使うときにならないとそれはわからないわけですね。ですから、本来であれば窓口で受け取って、そのときに滞納状況など、改善につなげるような相談取納もできるのではないかなと思いますけども、そのようなことも検討していただければと思います。

では、次の質問に参ります。

国保税の支払いが困難で滞納して資格証が発行されます。滞納する方が、この資格証を持って医療窓口で全額など払えるはずはありません。受診がおくれて重症化し、また最悪な状況も発生することも起こりかねません。重症になれば、医療費も多くかかってしまいます。

機械的な資格証の発行ではなく、きめ細かな相談により、資格証発行を減らし、改善につなげていくべきではないでしょうか。また、資格証ではなく、短期証などでの対応も検討すべきではないでしょうか、市民課長、ご意見を伺います。

○浅野敏明委員長 金子 剛市民課長。

○金子 剛市民課長 資格証及び短期証についての交付については、先ほど申し上げました、委員会を開催し、悪質と思われる人に対して、4つの基準に照らして、滞納者の立場を十分に尊重しながら、基準に合致する場合にやむを得ず実施しているものでございます。

高校3年生までの子供に対しては、国の指針に従いまして、資格証明書となる世帯であっても、子供には短期被保険者証を交付する等の配慮をしております。同様に19歳以上の大人であっても、病気などで入院するような緊急時には、

一時的に短期被保険者証を交付して、医療機関を受診できるように配慮をしております。

したがって、被保険者資格証明書の交付は、いろいろと配慮した上で実施しているものであり、今後とも負担の公平性の確保に努めてまいりたいと思います。

○浅野敏明委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 十分な対応、きめ細かな対応が必要と感じております。本来、市民の命や健康のためには、お金のあるなしにかかわらず、これを保障するというのが憲法の生存権の保障です。支払い能力を超える高過ぎる国保税が支払えなくて滞納してしまい、資格証の発行、それから、社会保障としての国保が、それでは機能できていないのではないのでしょうか。国庫負担の削減が高い国保税の主な原因の一つです。その改善のためにも、運動も重要だと思います。

しかし、自治体でも独自の支援など行っていたら、少ずつですが、それも改善できると思います。均等割の軽減や18歳までの子供の医療費無料化なども、その支援の一つではないのでしょうか。機械的な資格証の発行は減らし、改善すべきと考え、さらなる取り組みを求めたいと思います。

次に、最後の質問に参ります。

就学支援事業の現状について質問します。

就学支援は、経済的に困難な児童生徒に対し、入学準備や修学旅行の補助などの支援を行います、大きな子育て支援となります。

長井市では、今年度から入学準備金が小学校入学前、中学校入学前に支給になりました。保護者からは大変喜ばれております。県内の幾つかの自治体では、入学前の支給に向けて取り組みの準備が始まっていますが、長井市での早い取り組みは注目されております。これも大きく評価させていただきたいと思います。

そこで、学校教育課長に伺います。小学校、

中学校の就学支援の状況はどうでしょうか。人数や金額、前年度との比較をお伺いいたします。

○浅野敏明委員長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 それではお答えいたします。

就学援助対象児童生徒の人数と決算額を小・中学校別に申し上げます。

平成30年度、小学校130名、決算額959万7,151円、中学校89名、決算額1,041万4,377円、合計で平成30年度、219名に対して2,000万1,528円ということで、就学援助を実施しております。平成29年度との比較になりますけれども、平成29年度は合計184名、決算額として1,948万2,844円でした。ですので、平成30年度については29年度と比較し2.6%の増額となっております。

○浅野敏明委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 ただいま報告いただきましたが、金額的にはそれほど増ではないんですけども、人数が29年度と比べると大変ふえてると思います。そのふえた要因というのは何でしょうか。また、要望の多い支援というものはどんなものでしょうか。教育長に伺いたいと思います。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 今の今泉委員のご質問にお答えします。

まず、就学支援に関する費用が年々増加していることは、今、課長からお話があったとおりでありますが、その中で人数というのが上げられました。一番大きな要因となるのは、やはり支援対象となる児童生徒がふえてきていることです。さらに、いわゆるこの要件について3つありますが、その中の一つである、ひとり親の家庭が増加傾向にあるというふうなこと、これもその要因というふうに考えております。

加えて、額ですけれども、新入学用品の単価等、この上昇も支給額の増加に関連していると

いうふうを考えているところです。

なお、支援については、給食費、修学旅行や宿泊学習費用、それから運動に関する学用品の支給、支援がありますが、口座振り込みによる現金支給というふうになっているところです。

なお、要望については、特にこちらで調査したことはありませんし、体験的にもこういうものをというふうなことで要望あったというの、私、ちょっと校長としてもなかったというふうに思いますが、よりよい支援に今後とも努めていきたいというふうに思います。

○浅野敏明委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 詳しくご説明いただきました。

近年、今、教育長もおっしゃったように、ひとり親世帯や保護者の働く環境の変化などが子供たちに大きく影響を与えています。保護者の経済的な事情で、子供が受ける教育に差が出てはなりません。児童生徒の経済的状況を把握し、保護者への就学支援事業の周知にさらに努めるべきと思いますが、教育長のお考えを伺います。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 各学校においては、ふだんから子供たちの様子を観察し、家庭状況の変化等の把握等を行っているところです。

なお、今後一層、一人一人の子供たちの家庭の困り感に寄り添う指導に努めてまいりたいというふうに思います。

なお、就学支援事業の周知に関しましては、現在、新入学前の年長児児童全家庭に、園を通じて文書を届けております。それから、学校においても、毎年、全家庭に文書で就学支援制度のお知らせ等をしているところです。さらにですが、個々の状況を知る一番の力になっているのは事務職員です。それぞれの納金の状況、そういうところをつかみながら、具体的にどうですかというふうに声かけをしたり、相談に乗っているというふうなところ、これが非常に大

きな力になってるなというふうに思います。

なお、今後とも学校、それから、関係各課とも連携しながら、周知に努めていきたいというふうに思っているところです。

○浅野敏明委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 ありがとうございます。保護者会などに参加できず、このような支援があることを知らない保護者などもいるのではないかなと思って心配しております。

また、自分が支援の対象となることがわからず、申請しないような保護者もいたりするのではないかと、これも心配しております。対象者への周知に努めていただきたいと思います。

そのことで、就学支援の目的が十分生かされると思います。引き続き周知、徹底ということで保護者へのお知らせをよろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。

赤間泰広委員の総括質疑

○浅野敏明委員長 次に、順位3番、議席番号11番、赤間泰広委員。

○11番 赤間泰広委員 ご苦労さまでございます。大変お疲れのところと思いますけれども、よろしく願い申し上げます。

このたび、千葉県では本当に台風15号で、いまだに停電等、その他もろもろの復興が途上であるということで、本当に難儀されている方がたくさんおられます。この方々に対して、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、私の質問は2件でございます。いずれも去年、おとしなんかも質問させていただいたことでございます。それについて、質問させていただきますので、よろしく願い申し上げます。